

在宅福祉

1 補装具費の支給

身体の障がいを補うために補装具を必要とする方に補装具費の支給をします。

- ※ 介護保険該当者(65歳以上、40歳以上の特定疾病該当者)は介護保険での貸与、支給該当になっているものに関しては介護保険で受給していただきます。
- ※ 難病等の方も対象となります。(事前に障がい福祉課へご相談ください。)

対象障がい部位・品目 () は介護保険が優先)

障がい部位	品目
視覚	視覚障がい者安全つえ、義眼、眼鏡(矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡)
聴覚	補聴器、人工内耳音声信号処理装置の修理(人工内耳装用者)
肢体不自由	歩行補助つえ(松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多点杖)、電動車いす、車いす、歩行器、義手、義足、装具、姿勢保持装置
肢体不自由(児童のみ)	起立保持具、排便補助具、頭部保持具、座位保持いす
内部障がい	車いす、電動車いす
両上下肢機能障がい かつ音声言語機能障がい	重度障がい者用意思伝達装置

手続き

手続きはすべて「見積書」添付の事前申請です。購入後に申請されても支給の対象になりません。また、必要書類は種目・等級によって異なります。申請には**医師の意見書**が必要な場合があります。手続き前に一度ご相談ください。

自己負担額等

原則、補装具費の1割が自己負担額です。ただし、1か月の上限額が設定されています。(上限額以上の自己負担はかかりません。)

補装具費とは**厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額**です。それぞれの補装具に基準額が設けられています。基準額以上のものを希望される場合、差額分については全額自己負担となります。

耐用年数も設けられています。その期間中は原則として修理で対応していただきます。

問合せ先

障がい福祉課障がい1係 / ☎ 0564-23-6113 FAX 0564-25-7650

2 軽・中等度難聴（児）補聴器購入費等助成

身体障がい者手帳の交付の対象とならない、18歳以下の軽・中等度難聴児に対して、言語の取得、学力の向上の支援のため、補聴器の購入費の助成をします。

問合せ先

障がい福祉課障がい1係 / ☎ 0564-23-6113 FAX 0564-25-7650

3 日常生活用具費の支給

在宅の重度の障がい児・者が自力での日常生活を送ることができるよう日常生活用具費が支給されます。（事前に障がい福祉課へご相談ください。）

※介護保険制度(65歳以上、40歳以上の特定疾病該当者)での貸与・支給のほか、健康保険制度による給付が受けられる場合は、他の制度で受給していただきます。

※日常生活用具費の自己負担額は、所得に応じた負担割合で計算されます。

※日常生活用具費とは、岡崎市で定めた基準額により算定した額です。基準額以上のものを希望される場合、差額分については全額自己負担となります。

※ 難病等のかたも一部の品目について対象となります。

対象障がい部位・品目 () は介護保険優先

種目	障がい及び程度	性能	基準額	耐用年数	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい2級以上であり18歳以上の者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000円	8年
	特殊マット	療育手帳A判定(IQ35以下)又は下肢障がい1級又は体幹機能障がい2級以上	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	45,000円	3年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい1級(常時介護を要する者に限る)	尿が自動的に吸収されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの。	67,000円	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上であって、入浴に介護を要する者	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	82,400円	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障がい2級以上であって、下着交換等に当たって家族等他人の介護を要する者	介護者が容易に使用し得るもの。	15,000円	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障がい2級以上	介護者が重度身体障がい者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	257,500円	4年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障がい2級以上であり18歳未満の者	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	33,100円	5年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障がい2級以上であり18歳未満の者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	159,200円	8年

種目	障がい及び程度	性能	基準額	耐用年数
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がい者であって、入浴に介助を要する者	90,000円	8年
	便器	下肢又は体幹機能障がい2級以上	20,000円	8年
	T字状・棒状のつえ	下肢、体幹又は平衡若しくは移動機能障がい	3,000円	3年
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい者であって、家庭内の移動等において介助を必要とする者。	60,000円	8年
	頭部保護帽	療育手帳A判定(IQ35以下)又は精神障害者保健福祉手帳1級又は体幹、下肢機能障がいの者	29,400円	3年
	特殊便器	療育手帳A判定(IQ35以下)であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者又は上肢機能障がい2級以上の者(ただし、紙おむつ給付対象者を除く)	50,000円	8年
	自動消火器	療育手帳A判定(IQ35以下)又は精神障害者保健福祉手帳1級又は身体障がい者手帳2級以上であって、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者	28,700円	8年
	電磁調理器	療育手帳A判定(IQ35以下)又は精神障害者保健福祉手帳1級及び視覚障がい2級以上・呼吸器機能障がい1級	41,000円	6年
	電子式歩行補助具	視覚障がい2級以上(就学前児童を除く)	79,000円	5年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい2級以上	7,000円	10年
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい3級以上	87,400円	10年
ハーネス	身体障がい者補助犬法第2条に規定する盲導犬・介助犬・聴導犬を使用している者で、市長が認めた者	25,000円	3年	

	種目	障がい及び程度	性能	基準額	耐用年数
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障がい3級以上(3歳以上)	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	51,500円	5年
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障がい3級以上又は体幹機能障がい1級若しくは喉頭摘出が身体障がい者手帳で確認できる者 同程度の身体障がいいで吸入を要する者(意見書)※1	障がい者が容易に使用し得るもの。	36,000円 (両用器63,000円)	5年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい3級以上又は体幹機能障がい1級若しくは喉頭摘出が身体障がい者手帳で確認できる者 同程度の身体障がいいでたん吸引を要する者(意見書)※1	障がい者が容易に使用し得るもの。	56,400円 (両用器63,000円)	5年
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障がいを有し、医療保険における在宅酸素療法を行なう者	障がい者が容易に使用し得るもの。	17,000円	10年
	視覚障がい者用体温計	視覚障がい2級以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	9,000円	5年
	視覚障がい者用体重計	視覚障がい2級以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	18,000円	5年
	視覚障がい者用血圧計	視覚障がい2級以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	16,000円	5年
	聴覚障がい者用体温計	聴覚障がい3級以上の者であって、聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者	聴覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5,000円 (1世帯1個)	5年
	動脈血酸素飽和度測定装置(パルスオキシメーター)	呼吸器機能障がい3級以上 同程度の身体障がい者で呼吸管理を要する者(意見書)	障がい者が容易に使用でき、動脈血に含まれている酸素の割合及び脈拍が測定できるもの (呼吸器機能障がい以外の者は意見書により必要と認められる者)	55,000円	6年
	発電機	体幹機能障がい1級、呼吸器機能障がい3級以上、又は音声言語機能障がいいで喉頭摘出者のうち、人工呼吸器、たん吸引器、又はネブライザーを使用している者	医療機器の性能を低下させないもの (例:インバーター式)	98,000円	10年 ※2
ポータブル電源(蓄電池)	※日常生活用具の給付履歴等で上記医療機器の使用を確認できない場合は、医師の意見書で医療機器の使用を確認する。	AC100V(正弦波)の出力ができ、使用する医療機器の消費電力に対応できるもの。	80,000円	5年 ※3	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障がい者又は肢体不自由障がい者であって、発声・発語に著しい障がいを有する者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの。(肢体不自由障がい者は意見書が必要)	98,800円	5年
	情報・通信支援用具	視覚障がい又は上肢機能障がい2級以上	障がい者向けのパーソナルコンピューター周辺機器やアプリケーション	200,000円	4年
	点字ディスプレイ	視覚障がい2級以上で必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	380,000円	6年
	点字器	視覚障がい者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	10,400円	5年
	点字タイプライター	視覚障がい2級以上で、原則として就学もしくは就労しているか又は就労が見込まれる者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	100,000円	5年

種目	障がい及び程度	性能	基準額	耐用年数	
情報・意思疎通支援用具	視覚障がい者用 ポータブル レコーダー	視覚障がい 2 級以上	①録音再生機 85,000 円 ②再生専用機 35,000 円	4 年	
	視覚障がい者用 活字文書読上げ 装置	視覚障がい 2 級以上	99,800 円	6 年	
	視覚障がい者用 読書器(暗所視支援 眼鏡を含む)	視覚障がい者であって、本装置により文字 等を読むことが可能になる者(暗所視支援 眼鏡の場合は医師の診断書又はそれに準 じるものを以て、夜盲、視野狭窄等の症状 が確認でき、効果が認められる者に限る)	画像入力装置を読みたいもの(印 刷物等)の上に置くことで、簡単に 拡大された画像(文字等)をモニタ ーに映し出せるもの又は撮影した 活字を文字として認識し、音声信 号に変換して出力できるもの。	198,000 円	8 年
	視覚障がい者用 時計	視覚障がい 2 級以上	視覚障がい者が容易に使用し得る もの。	14,000 円	7 年
	聴覚障がい者用 時計	聴覚障がい 3 級以上	聴覚障がい者が容易に使用し得る もの。	14,000 円	10 年
	聴覚障がい者用 通信装置	聴覚障がい者又は発声・発語に著しい障が いを有し、コミュニケーション、緊急連絡等 の手段として必要と認められる者 (就学前児童を除く)	一般の電話に接続することができ 、音声の代わりに、文字等により 通信が可能な機器であり、障がい 者が容易に使用し得るもの。	FAX など 30,000 円 (1 世帯 1 台)	5 年
		コミュニケーションに音声以外の手段しか ない方(聴覚障がいは原則 2 級(児童の場合 で特別支援学校の教育などから真に必要な と認める場合は 3 級でも可)、音声・言語は 3 級、その他の障がいは不可)	据え置き電話の機能を有し、音声 の代わりに手話等で会話が可能な 機器であり、聴覚障がい者等が容 易に使用し得るもの	テレビ電話 71,000 円 (1 世帯 1 個)	
			インターネットのテレビ電話を実現 するための装置等で、聴覚障がい 者が容易に使用し得るもの	Web カメラなど 9,300 円	
	聴覚障がい者用 情報受信装置	聴覚障がい者であって、本装置によりテレ ビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障 がい者用番組並びにテレビ番組 に字幕及び手話通訳の映像を合 成したものを画面に出力する機能 を有し、かつ、災害時の聴覚障 がい者向け緊急信号を受信するも ので、障がい者が容易に使用し得 るものでアイドラゴンと同等なもの。 (ただし、テレビ本体は不可)	88,900 円	6 年
	人工喉頭	疾病により喉頭摘出等で気管切開した者 で、音声機能の喪失により身体障がい者手 帳の交付を受けている者	笛式又は電気式であり、障がい者 が容易に使用し得るもの。	笛式 5,000 円 (気管カニューレ付 3,100 円増) 電気式 70,100 円	4 年
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚 障がい者	点字により作成された図書。			

種目		障がい及び程度	性能	基準額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	大活字図書	大活字により文字等を読むことが可能になる視覚障がい者	大活字により作成された図書。	60,000 円/年	
	電話音量増幅器	聴覚障がい者	聴覚障がい者が容易に使用し得るもの。	8,400 円	5 年
	人工内耳体外器	人工内耳を使用している聴覚障がい者	聴覚障がい者が容易に使用し得るもの(医療保険が適用されない場合に限る)。	200,000 円	5 年 1年以上居住 (体外装置が装 用後5年経過し ているもの)
	人工内耳用電池	人工内耳を使用している聴覚障がい者	空気電池、乾電池、充電電池または充電器の購入費用	36,000 円/年	充電器は3年 1年以上居住
	視覚障がい者用 テープレコーダー ・CDラジカセ	視覚障がい、2 級以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	23,000 円	5 年
	音声 IC タグ レコーダー	視覚障がい、2 級以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	60,000 円	6 年
	IC レコーダー	視覚障がい者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	デイズ機能 有 79,800 円 無 37,800 円	10 年
	音声色彩判別装置	視野障がいを除く視覚障がい者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	47,000 円	10 年
	ワンセグラジオ	視覚障がい、2 級以上 (就学前児童を除く)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	10,000 円	5 年
排泄管理支援用具	ストーマ装具	ストーマを造設したぼうこう機能障がい者又は直腸機能障がい者	ストーマを造設した者が便、尿を処理するもの	ストーマ用品 消化器系 19,600 円/2 か月 尿路系 23,000 円/2 か月	見積書 2 か月分 で一枚 ※4
				洗腸用具 12,000 円	6 か月
	収尿器	下肢又は体幹機能障がい、排尿機能障がい(特に失禁)のある者	からだに固定して尿を蓄めておくもの	8,500 円	1 年
	排尿機能障がいがあり、ストーマを造設していない者	粘着剤等で装着し、毎日交換が必要なもの(新規申請は意見書が必要)	18,000 円/2 か月		

種目	障がい及び程度	性能	基準額	耐用年数
排泄管理支援用具 紙おむつ等	<p>3歳以上で次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストーマの著しい変形若しくはストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストーマ用装具を装着できない者 ・二分脊椎等先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある者 ・先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい又は体幹機能障がいが2級以上で、かつ意思表示困難な者(介護保険の給付を受けられる者は除く)(新規申請時は意見書が必要) <p>具体的には次の点をすべて満たしている必要がある。</p> <p>ア 身体障がいの原因疾病が神経性麻痺、髄膜炎、脳炎、頭部外傷、低血糖症、核黄疸等である。</p> <p>イ 言語に限らず、あらゆる方法によっても、排尿もしくは排便の意思表示が出来ない者で、以下の要件をすべて満たしている。</p> <p>(ア)自力でトイレに行けない。</p> <p>(イ)自力で便座(排便補助具の使用を含む)に座ることが出来ない。</p> <p>(ウ)介助による定期的排泄が出来ない。</p>	紙おむつ 脱脂綿 サラン ガーゼ	24,800円/2か月 ※4	
住宅改修費 居宅生活動作補助用具	<p>下肢、体幹機能障がい、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)又は視覚障がいのうち、いずれかの障がいの程度が3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は、給付種目「特殊便器」の給付要件を併せ持つ者)</p>	障がいの者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	200,000円	1回限り (ただし障がいの程度の変更、転居をしたときはこの限りではない。)

※1 同程度の身体障がいとは、呼吸器機能障がい4級、肢体不自由総合1級、体幹機能障がい2級を指す。

※2 ただし、ポータブル電源(蓄電池)との併給はできない。なお、R5年3月以前に発電機の給付を受けた場合は、例外としてポータブル電源(蓄電池)の給付を認めるものとする。

※3 ただし、発電機との併給はできない。なお、R5年3月以前に発電機の給付を受けた場合は、例外としてポータブル電源(蓄電池)の給付を認めるものとする。

※4 ストーマ装具、紙おむつの申請は、当月分が含まれる場合、申請可能期間は前月1日～その月の20日までとする。

手続き

支給には上記のほかにも条件がありますので、手続き前に一度ご相談ください。**手続きはすべて事前申請**です。**購入後に申請されても支給の対象になりません**。手続きには以下のものがが必要です。

- ・見積書、商品のカタログ
- ・身体障がい者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳

※ 居宅生活動作補助用具の申請には、改修前後の図面、写真が必要です。その他の品目でも、**医師の意見書が必要な場合があります**。

問合せ先

障がい福祉課障がい1係 / ☎ 0564-23-6113 FAX 0564-25-7650